

選挙管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条

日本HL7協会（以下、「本協会」という）定款第22条に定める理事、監事の選出について、定款、定款施行規則に定めるもののほか、選挙事務における管理・運営方法について規定し、本協会の健全な発展に期することを目的とする。

(適用範囲)

第2条

本規程は、本協会の理事のうち通常理事および監事の選挙における選挙事務について適用する。

第2章 選挙事務

(選挙事務の管理)

第3条

選挙事務は、選挙管理委員会（以下、「委員会」という）が管理、運営する。

(選挙管理委員会の構成)

第4条

委員会は運営会議によって推薦された委員長および委員長から推薦された若干名をもって構成する。委員は、運営会議において承認されることにより正規の委員となる。

第5条

委員長は、委員会を統率する。

第6条

委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。

第7条

委員会の議事は出席委員の過半数の賛成で可決し、可否同数の場合は委員長が決定する。

第8条

委員会は必要に応じ、委員長が招集する。

第9条

選挙事務の運営に関し、必要な事項は委員会がこれを決める。

(選挙権および被選挙権)

第10条

本規程に基づく通常理事選挙の選挙権および被選挙権をもつものは、選挙実施該当年度の総会開催日に本協会の正会員であったものとする。

第3章 選挙の方法

(通常理事選挙)

第11条

委員会は、選挙を実施するに当たり通常理事選挙を実施する日程を定め、会員に公表しなければならない。

- 2 委員会は投票期間の初日から遡って1ヶ月前までに被選挙人の募集をおこなわなければならない。
- 3 被選挙人の募集期間は14日以上確保し、募集開始日までに会員に公表しなければならない。

第12条

委員会は、投票期間の14日前までに募集に応じた候補者を、紹介する記事や理事としての抱負とともに公表し、会員に通知しなければならない。

第13条

委員会は、選挙に当たり、投票が有効に行われるような投票方法を検討し、投票の方法を会員に公表しなければならない。

第14条

委員会は、投票に当たり、投票が有効に行われるように監視しなければならない。

第15条

委員会は、投票を予め定めた日時に締め切り、投票結果をまとめなければならない。

第16条

通常理事選挙に当たっては、有効得票数の多いものから5名を選び通常理事を決定する。得票同数の場合は、会員であった期間が長いものを優先する。

第17条

委員会は、通常理事の当選が決まり次第、当選者を会員に公表しなければならない。

(監事選挙)

第18条

監事選挙の進め方については、通常理事選挙の方法第11条から第15条に準拠して行う。

第19条

監事選挙に当たっては、有効得票数の多いものから2名を選び監事を決定する。得票同数の場合は、会員であった期間が長いものを優先する。

第20条

委員会は、監事が決まり次第、当選者を会員に公表しなければならない。

第4章 投票と開票

(投票の方法)

第21条

投票の方法は、委員会が定め、選挙の通知と同時に示すものとする。

(開票)

第22条

21条に基づき定められた投票の方法によって投票がなされたものについては、第23条の規程に抵触しない限り投票を有効とする。

2 氏名の記載の誤字や記載の不備などがあった場合、その投票した選挙人の意思が明白と認められる場合は、委員会においてその投票を有効とする。

(無効投票)

第23条

投票に署名もしくは記名・押印を行った場合はその投票を無効とする。

2 定数以上の氏名を書いた場合は、その投票を無効とする。

3 投票の到着が、締め切り日時を過ぎたものは無効とする。

第5章 選挙管理のための経費

第24条

選挙に必要な経費は、選挙実施年度の予算に計上する。

2 臨時に選挙が必要となった場合は、運営会議の承認を得ることにより計上することができる。

第6章 その他

(本規程の承認)

第25条

本規程は、運営会議の承認をもって発効するものとする。

附則

本規程は、平成20年11月21日をもって実施する。